



第 276 号



■新入会員との懇談会 24年度下期の新入会員と協会役員との懇談会を開催

■展示会 『国際モダンホスピタルショウ2013』に当協会会員2社が出演

■行政だより 東京都、産業廃棄物担当等関係職員の人事異動を発令

■女性部だより 広島研修旅行を実施



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



優良認定業者
認定番号 2-II-A0012
認定番号 2-II-C0012

産廃エキスパート

2-II-A0012

2-II-C0012

有明興業株式会社
ARIAKE KOURYOU CO., LTD.
〒136-0093 東京都江東区若洲 2-6-26 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919
IS 533201/JIS Q 27001
BSI
JAPAN
ISO 14001
JACB
MS
ECOPA2014
JAB
CMAI

リサイクルポート

東京港における民間施設バース

循環資源の陸送・保管・海上の一貫輸送システムを構築
モーダルシフトでCO₂削減



営業品目

- 産業廃棄物処分業（コンクリート塊の破碎2,040トン/日）再生砕石、再生砂の販売
- 産業廃棄物収集運搬業（保管積替を含む）陸上・海上輸送共可能
保管積替（汚泥、燃え殻、鉱さい）
- 積替え（上記種類の他に廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類）
- 汚染土壤の陸上海上輸送



日栄産業 株式会社 TEL. 03-3790-7400
FAX. 03-3790-7401
〒143-0003 東京都大田区浜島3-5-2
<http://nichiei-sangyo.jp>



ISO14001 2004取得
中間処理業 2-11-C0027
収集運搬業 2-11-B0022

〈目 次〉

とうきょうさんぱい

第276号

[新入会員との懇談会]

24年度下期の新入会員と協会役員との懇談会を開催

[展示会]

「国際モダンホスピタルショウ2013」に当協会会員2社が出展

[行政だより]

東京都、産業廃棄物担当等関係職員の人事異動を発令

[女性部だより]

**事前勉強会で放射線リスクと原爆のメカニズムを学ぶ
3年越しの計画を実現させ広島研修旅行を実施**

[法制度検討委員会]

業種指定見直しと建廃「選別」について提言書作成へ

委員会報告（青年部、医療廃棄物委員会、中間処理委員会）

つぶやき 12
13

新TSK会だより 第31回新TSK会ゴルフコンペ 14

寄稿・TTT会 2013五島長崎国際トライアスロン大会 15

講師余談・処理法あれこれ 16

新入会員紹介 19

産業廃棄物処理業の実績報告書（写）に関するお知らせ 19

会員情報 20

協会の主な今後の日程 21

よろず相談（税務・消費税改正の変遷と今後） 22

事務局だより・編集後記 26

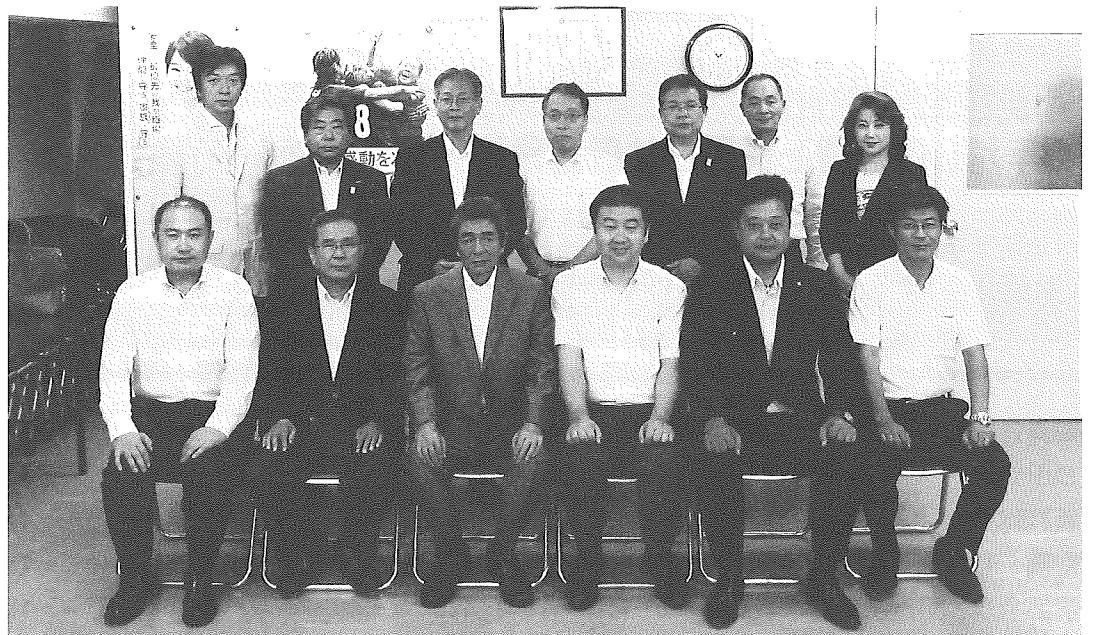
表紙の言葉 3

暑中お見舞い・各社名刺広告 27

[新入会員との懇談会]

24年度下期の新入会員と協会役員との懇談会を開催

平成25年7月23日(火)午前11時より、恒例となった新入会員と協会役員との懇談会を協会会議室に於いて開催した。今回は24年度下期入会の正会員2社、賛助会員1社が出席した。高橋会長が入会を歓迎し、「当協会は委員会活動を活発に実施しているほか、行政懇談会や政党要望を通じて会員の皆さまのご意見を反映させております。また、近隣県の行政や産廃協会とともに、首都圏直下型地震への対応に備えるなど様々な問題について協議を進めております。是非協会をご活用ください。」と挨拶した。



前列中央の高橋会長を囲んで右から新入会員の山本、濱田、尾崎、永野、厚沢の各氏

高橋会長の挨拶に続き、出席各社と協会役員の自己紹介、古川専務理事から協会事業の説明が行なわれ、続いて出席者による自社の特徴や主な事業内容の紹介と、協会に対する希望・要望、業界の関心事等についてうかがった。中でもアースサポート(株)が積極的に取り組んでいる

障害者雇用について、産業廃棄物業界においては遅れている分野であることから出席者の関心が高く、今後、協会として会員企業の障害者雇用促進を支援する活動、例えば研修会の開催等を検討していく必要があるのではなど、熱心に意見交換されていた。

<出席者(敬称略)、順不同>

●正会員

アースサポート(株)

出席者：代表取締役社長 尾崎俊也

連絡先：島根県松江市八幡町882-2

TEL : 0852-37-2890

URL : <http://www.earth-support.jp>

【エコウェル京浜島】

東京都大田区京浜島2-17-2

TEL (03) 6675-3728

特 徴：収集運搬・中間処理・リサイクルの他、廃棄物管理代行・ビルメンテナンス、農業等を幅広く手掛ける。本年3月に東京都大田区京浜島に中間処理施設(選別・圧縮)を開設した。

株浜田

出席者：代表取締役 濱田 篤介

東京営業所所長 山本隆之

連絡先：東京都港区赤坂4-4-14

未来環境創造ビル2F

TEL : 03-6459-1352

URL : <http://www.kkhamada.com>

【東京リサイクルセンター】

東京都江戸川区松江5-19-8

TEL : 03-6456-0970

特 徴：収集運搬・中間処理、金属スクラップの買取・リサイクル、バッテリーのリユース事業等を得意とする。2012年11月、江戸川区松江に東京リサイクルセンターを開設し、蛍光灯・電池など少量多品種のリサイクルハブとして期待されている。

●賛助会員

タカチホエンジニアリング(株)

出席者：代表取締役 永野 監持

技術顧問 厚沢 宏明

連絡先：東京都目黒区上目黒1-18-3-405

TEL : 090-9014-2174

URL : <http://www.takatohoengineering.com>

特 徴：生活・医療器具の企画・開発・設計製作等。協会会員に対しては、10年がかりで開発したオゾン水と、環境負荷削減に効果的なアイドリングストップ装置のニーズを開拓したいとのこと。

表紙の言葉

●今月の写真「カクレクマノミ」 ●撮影者：阿部秀行氏

●撮影場所：沖縄県座間味

●撮影者コメント「2003年に上映されたディズニー映画『ファインディング・ニモ』で一躍人気者になったカクレクマノミが、イソギンチャクに包まれるようにちょこんと顔を出している微笑ましいワンカットです。イソギンチャクと共生の関係にあり、住みかとして、また捕食者からの避難のために利用しています。イソギンチャクの触手には刺胞(毒針)があるので、クマノミたちはそれに耐性があるため、このようなことが可能なのです。一般的に、カクレクマノミは近縁種のクマノミよりも丈夫で、性格は若干大人しいといわれます。カクレクマノミは、彼らが住みかとしているイソギンチャクが食べ残したものを持たせているようです。」

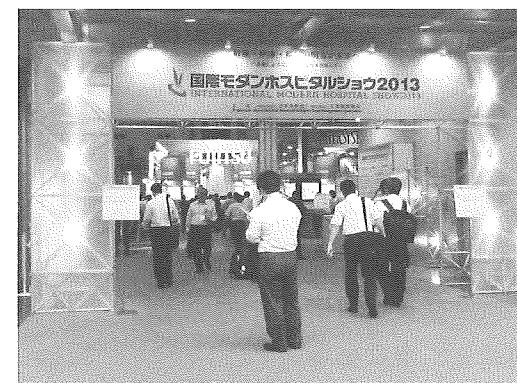
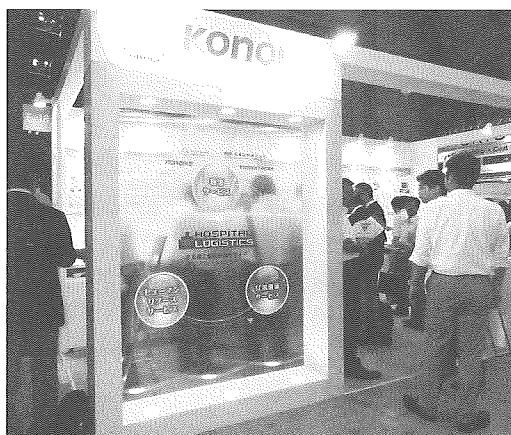
[展示会]

「国際モダンホスピタルショウ2013」に当協会会員2社が出展

平成25年7月17日(水)～19日(金)の3日間、東京ビッグサイト（江東区有明）にて『健康・医療・福祉の明るい未来へ～連携による安心社会の実現を目指して～』をテーマに『国際モダンホスピタルショウ2013』が開催された。この展示会は、1974年に日本病院学会の併設展示会から独立し単独開催して以来、今回で40回目を迎える。出展社数は国内380社、海外18社で、期間中の来場者数は82,000人であった。

出展内容は、医療機器関連をはじめ、看護・介護リハビリ関連、医療情報システム関連、病院・施設運営サポート関連など、最新の技術が豊富に出展紹介されていた。また、高齢化社会が進展する中、高齢者医療や在宅での日常生活動作（ADL）改善を支援する仕組みや機器、サービスの必要性が高まっていることから、超高齢化社会への取組み、長寿・在宅への支援、自立支援のロボット技術を主催者企画展示として取り上げていた。

鴻池運輸(株)



出展した当協会の会員は次の2社。（社名五十音順）

(株)日本シユーター



行政だより

東京都は平成25年7月16日付で、次のとおり産業廃棄物担当等関係職員の人事異動を発令した。

役 職	新	前 職	前任者	異 動 先
環境局長	長谷川 明	知事本局次長	大野 輝之	退職
環境局次長	石野 利幸	総務局理事（特別区人事・厚生事務組合派遣）	紺野 秀之	退職

(廃棄物対策部)

役 職	新	前 職	前任者	異 動 先
廃棄物対策部長	齊藤 和弥	病院経営本部経営戦略担当部長	木村 尊彦	環境局環境改善部長
資源循環推進課長（統括課長）	志村 公久	産業廃棄物対策課長	金子 亨	環境局自動車公害対策部計画課長（統括課長）
産業廃棄物対策課長（統括課長）	小林 幹明	環境局自然環境部水環境課長	志村 公久	環境局廃棄物対策部資源循環推進課長（統括課長）
不法投棄対策担当課長	新井 進	財務局建築保全部設備担当課長	池田 裕治	環境局廃棄物対策部埋立調整担当課長
埋立調整担当課長	池田 裕治	不法投棄対策担当課長	山田 裕彦	退職
局務担当課長 ((公財) 東京都環境公社派遣（環境事業部中防管理事務所長）)	吉澤真由美	総務局復興支援対策部被災地調整担当課長（被災地支援福島事務所）	野村 健一	八丈支庁総務課長

(多摩環境事務所)

役 職	新	前 職	前任者	異 動 先
廃棄物対策課長	根本 弘	水道局東村山浄水管理事務所庶務課長	井口 哲男	総務局行政部担当課長（東京たま広域資源循環組合派遣（搬入廃棄物適正化担当参事））



女性部だより



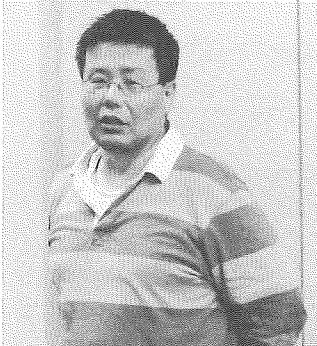
事前勉強会で放射線リスクと原爆のメカニズムを学ぶ
3年越しの計画を実現させ広島研修旅行を実施



「原爆ドーム・対岸にて」

7月19日(金)～20日(土)1泊2日の日程で、
念願の広島研修を実施しました。

まずは本番に向けて、6月20日(木)14時



高畠氏

から協会会議室において2名の講師をお迎えし、事前勉強会が開催されました。

『放射線リスクと対処の考え方』と題して、高畠恒志氏（国立環境研究所客員研究員）より、放射線とは？から始まり医学的な立場から放射線の種類・特徴・それぞれの及ぼす影響など、さらに今、福島で起きている現実についてもお話を頂きました。

『ヒロシマの回想と核分裂の話』と題して、佐野博敏氏（東京都立大学総長・大妻女子大学学長等歴任）より、当時の広島での体験を基にした貴重なお話をと、原爆のメカニズム（核分裂）についてお

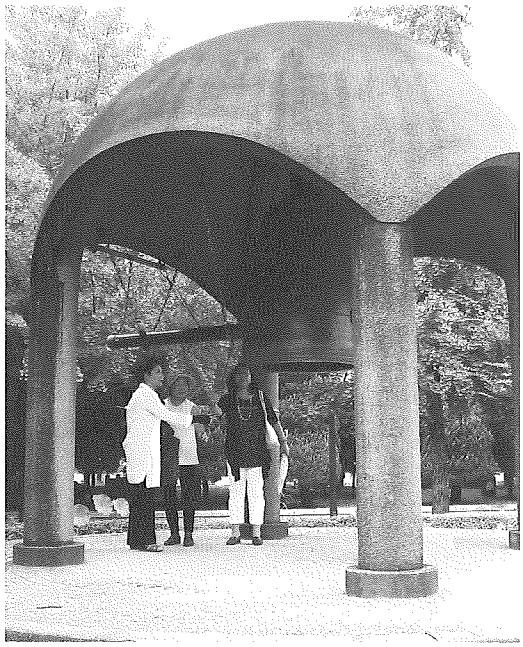


佐野氏

話頂きました。廣島に居たお母様を探しに最西端の大竹市から船で向かい、当時17歳だった佐野氏が目にした光景は、まさに井伏鱒二の「黒い雨」そのものであったそうです。

両先生方のお話を伺い、広島へ行くことの意義の深さを得られた勉強会でした。

いよいよ研修会初日、7月19日(金)9時20分、晴天に恵まれ参加者28名は広島空港へ降り立ちました。バスで【平和記念公園】へ向かい、【対岸からの原爆ドーム】【平和の鐘】【原爆死没者慰靈碑】など順に徒歩で回り【資料館】で『被爆者



「平和の鐘」

講話』を拝聴しました。

お話くださった原田浩氏は今から68年前の昭和20年8月6日に6才で被爆。強固な駅舎の陰にいたため直接の熱線と爆風からは免れ、父子で瓦礫の下から脱出し東へ逃げ放射線も浴びずに済んだとのこと。ただ、自らが生きるために倒れた死体の上を歩かなければならず、その感



「被爆者講話・原田氏」

触が今でも足に残っているそうです。市役所退職後、広島平和記念資料館の館長を経て現在も「二度と原爆被害が繰り返されることがないように語り伝えることを続けている」とのお話でした。「たった1個の爆弾が…」というお言葉を繰り返されるその目には涙が潤んでいました。現在、地球上には18,000発の核兵器が存在し、核実験は2,000回を超えているそうです。68年前の広島の出来事は決して過去の出来事ではない、というお言葉が胸に深く残り、同時に事前勉強会での佐野先生の最後のお言葉がよぎりました。それは正に公園内で実物を目の当たりにした慰靈碑に刻まれた『安らかに眠って

ください。過ちは繰り返しませんから。』でした。

その後、ボランティアガイドさんの説明を受けながら館内を回り、午前の日程を終了し【平和記念公園】を後にしました。

午後はバスで一路、廿日市市へ。資源循環型社会をテーマにしたバイオ研究施設【きなり村】を見学しました。まずはシンボルタワー内へ案内して頂き、冷たいハーブ茶を飲みながら代表取締役・川本義勝氏のプレゼンテーションを拝聴しました。羨ましい限りの広大な土地に①シンボルタワー②研究棟③鶏小屋④農園⑤アーティーチョーク畑=アーティーチョークとは「高貴なアザミ」とも呼ばれ古代ギリシャ・ローマ時代より食材として利用されたハーブで美容と健康に良

いと注目されている=を設け、「アウトプットからインプット」をテーマに資源循環ビジネス事業を展開中とのことでした。大量生産、大量消費を機軸とした経済成長の優先社会から環境と人間社会が調和した持続可能な社会こそが循環型社会といえる。今後はデジタルな空間とアナログな空間を費やす時空の価値観を求心力とする事をNEWイノベーション社会として捉え、成熟して行く事こそ今世紀の日本にとって重要ポイントであると学ばせて頂きました。お茶受けに出して頂いたアーティーチョークで作ったマカロンが美味でした。「廃棄物」から「資源循環」へ、地域を問わずにこんな社会に少しでも近づくことが出来たら理想ですね。

川本氏より頂いたお名刺に「広島県資



「きなり村の皆さんとシンボルタワー前にて」

源循環協会」との表記があり、参加部員から早速質問が出ました。産業廃棄物協会=資源循環協会で、会長をされていた当時、名称変更をされたとの回答でした。そういえば被爆者講話をしてくださった原田氏も、かつて市役所職員だった昭和51年から政令都市の中で初めて一般廃棄物の分別収集を行ったとおっしゃっていました。広島県は全国のさきがけとして、素晴らしい実績を作っていました。思いました。



「世界遺産・厳島神社 干潮の大鳥居」

研修2日目は宮島です。厳島神社本堂にて御祓いをして頂き、厳かな中で心の芯まで清めて頂いた印象でした。地元のボランティアガイドさんの案内で社中を回り、「世界文化遺産」の景観を堪能させて頂きました。タイミングよく午前と午後に満潮・干潮の鳥居の二つの姿を拝見出来、感動でした。神社参拝見学後、ロープウェーで弥山へ。獅子岩展望台からの瀬戸内の景色は晴天のお陰で最高のロケーションでした。観光地、特に世界遺産ともなると流石に整備・維持管理が徹底されていて、陰のご苦労を察し



「川本氏の説明を受ける参加者」

ました。

船に乗り宮島を背にしながら、いよいよ帰路となりました。空港までのバスの中で、被爆二世でもある佐村河内守さんの『交響曲第一番HIROSHIMA』、南米人ユパンキさんが広島を想い作ったという『ヒロシマ～忘れえぬ町』のCDをかけて頂き、感慨深い思いの中で今回の研修を振り返りました。私自身、広島を訪れるのは初めてで原爆の史実を受け止めるのは、かなり重いものがありました。しかし参加された皆様も同じ思いであると思いますが、日本人として知らないことはいけない事であり自分の目で見、肌で感じた事を末代まで伝えていかなくてはならない使命をひとりひとりが担っているんだと痛感しました。

末筆となりましたが、今回の研修旅行にご尽力を頂きました皆様方に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

(株)アンカーネットワークサービス

清野文子 記)

業種指定見直しと建廃「選別」について提言書作成へ

平成25年6月18日(火)15時30分より9名の委員とオブザーバー1名、平成25年7月25日(木)15時より8名の委員とオブザーバー1名によって開催された。

◆産廃業種指定の見直し

<担当：白井委員>

本来は、区市町村の管轄で行うべき一般廃棄物の処理が、大量に出る又は大きな問題などから対応できない為、産業廃棄物として処理が行われているのが実情であり、産廃の業種指定を見直し、今の時代に合った方法で処理ができるようになることが望ましいと判断した。しかし、全ての業種指定を一度に見直すのは困難な為、まずは木くず一点に絞り、事業系の木くずは全て産廃にするという方向で、実際の運用に関しての事前調査を行った。木くずの業種指定をなくしても問題はないという回答が圧倒的であった。

検討の方向性としては、①木くずの許可品目に関して業種指定をなくして、あらゆる事業活動に伴うものに改定して欲しいと提言し、収集運搬の効率や中間処理以降のマテリアルリサイクルの問題、許可の問題を論点としてまとめた。②事業系の一般廃の木くずを残し、混乱している問題を整理する事を目的として、本来は事業系の一般廃だが産廃での処理も可能とする。また、一般廃で清掃工場に

入るのは、各区市町村でも受け入れを行って欲しいと要望する。

議論を重ねた結果、再資源化や許可についての様々な問題が解決されることを論点とし、施行令第二条二の見直しとして木くずの業種指定をなくす方向で進める事となった。また、事務局は提言書を作成し次回委員会にて確認する。

◆特管品目（廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥）許可範囲の拡大（該当品目の産廃許可の包含）<担当：森副委員長>

本テーマは、事務手続きの簡素化という内容から始まり、現場の運用上の問題としては、中間処理施設の保管場所で、例えば普通の廃酸と特管の廃酸があった場合、同じ廃酸なのに分けて保管しなければならず、大変効率が悪いので包括したいという目的もあった。その後は、特管産廃と普通産廃の業の区分をなくし、全て特管産廃を扱うことを前提とした許可制度に一本化して欲しいという意見もあったが、普通産廃のみの許可業者のことを考え、再度見直しを行った。全許可業者に共通する安全管理の為の制度を広める方向として、WDSの有効活用にも注目をしたが、やはり当初検討していたグリーンイノベーションWG54と同じ目的とし、許可申請時の事務手続きの簡素化で進めることになった。特管許可証

の中に普通産廃も含まれるか否かは、許可制度の運用として環境省の管轄となるが、もし許可証が1枚となった場合、事務負担が軽減される他に、印紙税の軽減、特管産廃と普通産廃の許可期限が一緒になる等のメリットがある。また、排出事業者も許可証の確認がし易くなるだろう。

本テーマについては、グリーンイノベーションWG54と同様に事務手続きの簡素化を主体とし、今後も継続して検討する事となった。また、事務局は内容をまとめて次回委員会の検討資料を作成する。

なお、WDSの有効活用については、行政に対する要望等は行わず、今後行われる予定の排出事業者向け講習会において、WDSに関する内容についてもう少し詳しく入れるように提案する事となった。

◆建廃の「選別」の法的位置付けの明確化<担当：高橋委員>

中間処理の定義は存在するのか、またその定義規定とは何か環境省と東京都それぞれで確認をしたところ、環境省では最終処分以外の処分全てである。また、最終処分とは埋立地及び海洋投棄なので、それ以外の全てが中間処理となるという回答であった。東京都では、実際の処理過程のことで、最終処分前のことである。また、法令規定等には存在しないが、施行令7条に処理施設について（脱水・焼却等）の規定があり、処理施設の中に処理方法の規定がある。なお、焼却処理とは、施行令7条でいわれている中間処理

として代表的な例であるとの回答であった。

現在のところ、法律上で選別というのはどこにも定義されておらず、今の時代には合っていない。昔の中間処理形態のままでは、再資源化は実現されない。再資源化、事故防止等の目的に必要な独立した工程の一つとして、選別を認めて欲しいという内容で、事務局は提言書を作成し次回委員会にて確認する。

◆今後の検討テーマについて

1. 産廃20品目の種類の見直し（種類の決め方は、今の時代、現場に合っているのか）
2. 災害廃棄物の廃棄物定義について
3. 管理士制度について（大阪で始まった管理士制度について）
4. 排出事業者責任について
5. 二者契約・三者契約の問題
6. 印紙税について
7. 助成制度について

上記は、これまで当委員会において検討してきた中で挙げられた今後検討する必要があるとされたテーマである。平成23年度より検討してきたテーマが、次回委員会で一通り終了する為、発足時にも行ったが、各委員会・部会で法制度についての問題点・改正の必要性等について話し合い、検討テーマを持ち寄ることになった。

◆次回委員会について

平成25年8月21日(水)に開催することとなり、約2時間30分に亘る会議が終了した。

委員会報告



青年部（有吉部長）

平成25年7月16日(火)15時より8名の幹事により幹事会が開催された。

まず、6月の関プロ10周年記念式典について報告された。

続いて、9月に予定されている東京青年部20周年記念事業について各担当者より説明があり、当日の看板・記念品等、詳細な事柄について詰めた。

今後の行事予定としては例年開催している若手社員との研修会の日程及び研修会の内容について協議した。日程は10月29日とし、研修会の内容についてはディスカッション形式で開催してはどうかという意見があったが詳細については研修委員会で決定することとした。

最後に今年度新規加入した部員等の所属委員会について確認し、会議は終了した。

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成25年7月22日(月)、8人の委員により開催された。10月下旬に会員向けの勉強会を開催する事が決まった。内容は22年度法改正の復習とディスカッションとする。次回の委員会までに、講師とディスカッションの方法と内容を検討しておく事となった。11月に施設見学会を予定しており、見学先を企画グループで検討する事が決まった。次回の委員会は8月27日(火)に開催の予定。

中間処理委員会〈破碎・圧縮分科会〉(松岡リーダー)

当分科会では勉強会を兼ね、メンバー各社の見学会を順に実施しており、今回は、平成25年7月23日(火)15時から(株)オネスト・新木場工場にて見学会及び分科会が開催された。参加した委員からは、現場作業員の動きが大変良い、処理方法も非常にわかりやすく参考になった等の感想があげられていた。

分科会では、適正処理の一環として効率よく中間処理が行えるように、各社の特徴(受入・設備・得意分野等)について情報共有化の案があがり、次回分科会から具体的なデータシートの作成に取り掛かることとした。現在、問題視されている危険物等の受入廃棄物異物混入対策を検討しており、互いに協力し、有意義な活動に繋げていきたい。

*メンバー交代：株式会社都市環境エンジニアリングの松崎正一氏⇒長谷川宣詔氏

次回は、10月22日(火)15時から東京ボード工業株式会社にて開催の予定。

つ・ぶ・や・き

政府は“以心伝心、に頼らず”有言実行、を！



2年前の夏は一体何だったのでしょうか。大震災による原子力発電所の停止による電力供給量の大幅な低下により、国民へは節電のお願いが毎日のように出されていました。景況にも左右されているのでしょうかし、事業所、個人での節電対策も着実に実行されているようですので、政府からの節電要請はあまり前面に出てはいません。確かに東京電力から公表されている情報では供給量がピーク時から15%強減少しているようですので、そんなのかなあと勝手に納得している昨今です。

経済に関しては政府から景気対策が前面に出されています。その中で報道頻度が高いのが経常収支に関するものです。輸入超過が云々いわれていますが、最大の要因は発電用の燃料のようです。やはり、電力問題に対しては総合的な対策を早く打たないと現状が継続すること必至のようです。どうもわが国は物事に対して総合的にみてどうかという習慣がないような気がします。

被災地復興については、これも報道されている内容が少しづつ減少してきているような気がします。現在報道されているのは、予算が消化出来なかった、所定外へ支出してしまったとか、はたまた、震災廃棄物処理に協力もしない自治体へ調査費用を支払った、或いは当該自治体

は懐に入れて返さない等、不可思議なことが多く報道されています。国民は憤慨しています。

わが国の文化、慣習については国際的に評価されることが多いのも確かです。それは以心伝心、不言実行等の熟語で表現されているようにどちらかというと黙って黙々と物事を遂行する精神が基礎にあるからでしょうか。これがある意味で国際社会での発言力の弱さにもつながっているのでしょうか。

家庭内、学校内、事業所内でのことを考えてみましょう。いくら、長い時間一緒にいるからといって、何らの表現も行わなければ、相手に意志は伝わらないことでしょう。意思疎通が出来てはじめて共通認識が生まれて、それが目標に向かう行動となる筈です。

冒頭に書きましたように政府は総合的な観点から目標を国民に明確に説明し、その達成のためには誰が何をすべきかを明らかにすべきではないでしょうか。幸いにもITの進展は素早く、こうした事柄に無関心が多いといわれる若い世代はITの使い方に秀でています。ちぐはぐさが出ると物事は成就しないことを政府には肝に銘じてもらえばとおもわず呟いてしまいました。

(批判好きな傍観者)

新TSK会だより

第31回 新TSK会ゴルフコンペ

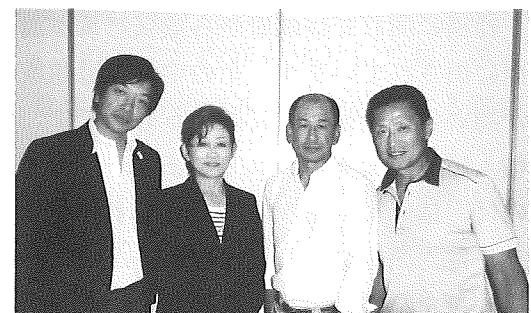


今回は、2012年に『住みよさランキング』全国1位となった千葉県印西市に位置する習志野カントリークラブ・キングコース。距離が長く、のびのびとダイナミックなプレーが楽しめる林間コースです。梅雨の時期にもかかわらず晴天の18ホールとなりました。

初参加は2名で、共に建設系廃棄物中間処理業の鶴家きよ（八栄興業）・金岡孝一（ユーワ）の両氏、久々の参加となる山口徹（日興サービス）・増尾孝義（増尾リサイクル）の両氏を加え、5組19名での新ペリア戦でした。

結果は下表のとおりです。準優勝の遠藤社長（リスト）は「右手殺し」（右手のグリップの力の入れ過ぎを矯正するための練習器具）での練習の成果とのこと

で、今後が楽しみです。驚きのエピソードは、私と同組だった細沼社長（成友興業）が、脱出の難しい林から7番アイアンをへし折りながらもパーを出すスーパープレイを披露。惜しくも4位でしたがお見事でした。シニアでは、大羽社長（フジ・トレーディング）がグロス2位85打のすばらしいスコアでした。私は3年ぶりに優勝を頂きました。午前中は全くパーが取れず、午後は暑さの中でのプレーでしたが、数少ない運をゴルフに使ってしまったようです。また、今回も石田会長（太陽油化）に賞品をご提供いただき、ありがとうございました。ご参加の皆さん、おつかれさまでした。

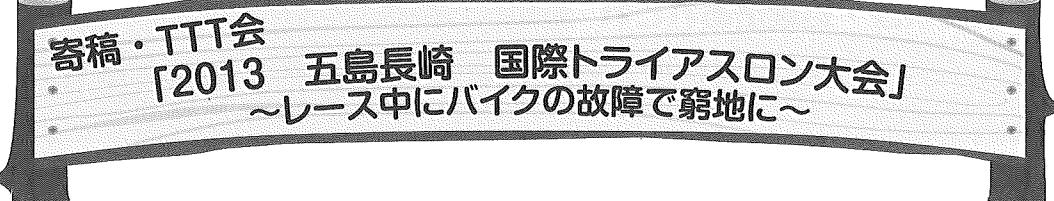


上位入賞者（右から泉、遠藤氏、大羽氏、加藤氏）

次回は10月に埼玉県狭山ゴルフクラブで開催予定です。皆さまのご参加をお待ちしております。（泉 昌男 記）

◎成績上位者

順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HDCP	NET
優勝	泉 昌男	48	40	88.0	15.6	72.4
準優勝	遠藤重雄	45	48	93.0	19.2	73.8
3位	加藤宣行	40	40	80.0	6.0	74.0
4位	細沼順人	48	44	92.0	18.0	74.0
5位	大羽敬子	41	44	85.0	9.6	75.4



協会青年部で結成したトライアスロンチーム「TTT」が、毎年出場している「五島長崎国際トライアスロン大会」。今年は、太陽油化の石田社長とハチオウの森がTTTとして行きました。この大会の上位入賞者へは、ITU（国際トライアスロン連合）ロングディスタンスの2014年世界選手権の日本代表権が、性別・年代別に与えられます。

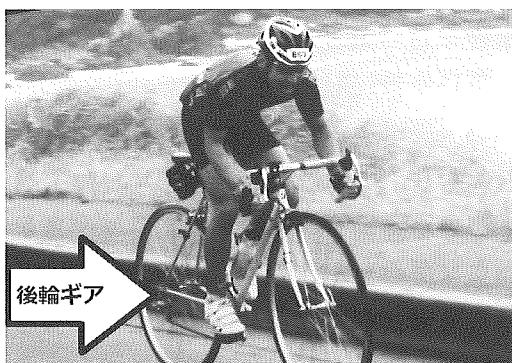
6月23日日曜日の早朝、曇り時々雨の中、島の南東部に位置する富江港を泳ぎ大会はスタートしました。ほぼいつも通りのタイムでスイムアップし、長い山道を廻るバイクコースに入りました。昨年表彰台と一緒に並んだモトクロスバイクの元プロの方や、スペイン大会で一緒に走った仲間と競り合いながら順調な走りだしましたが、20年以上乗っている愛車のブリヂストンが、初めてレース中にメカトラブルになってしまいました。

写真は、後輪ギア（7段変速）のワイヤーレバーが外れ、ワイヤーが切れているのと同じ状態です。その結果、変速機が一番重いギアで固定化してしまったの



なんとかフィニッシュ

です。バイク18キロ地点でのトラブルで、未だ100キロ以上の山道が残っている所でのハプニングでした。経験の無い苦境に立たされた私は、解決策も思い浮かばず、「もう駄目だ！」とバイクから降りて数分諦めて歩いていましたが、気持ちを入れ替えて「ギアが重いだけの事なのだから、とにかくやれるだけの事はやろう！」と、レースを再スタートしました。コースは島の山間部で坂道が多く、登りは常に立ち漕ぎで、勾配が厳しい所は叫びながら全身の筋肉を駆使して窮屈を乗り切りました。最後のランも全身の筋肉が疲労していて苦労しました。



ギアが重くて立ち漕ぎ

結果は、何とか2014年の代表権は得られました。過去のレースでは、コースを一周多く走ってしまう等のミスは有りましたが、今回は記憶に残るトラブルと、最後まで諦めてはいけないという教訓になる貴重な経験が積めました。



排出者責任って、消えて無くすことできるの？

講習会等でよくある質問の一つに、「許可業者に委託したのだから排出事業者には何の責任もないよね！」とか、「優良認定業者に委託したのだから、排出事業者責任は消えてなくなるだろ？」とお客様に言われるが、どうなんだろう？というのがある。

廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（第3条第1項）と規定している。事業活動に伴って生じる廃棄物であれば、一般廃棄物であろうと産業廃棄物であろうと、事業者に責任があるというわけだ。また、ご丁寧に「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」

（第11条第1項）とも定めており、これらを「排出者責任の原則」と呼んでいる。

しかし、排出事業者が実際に自分で廃棄物を処理することなどできるはずもないことだ。もちろん、一部の事業者は自分の手で自ら処理をやっているかもしれないが、運ぶだけでなく中間処理をする、埋立処分をするとなると大変な話だ。

そこで、廃棄物処理法第12条で、自ら処理ができない場合には、専門の廃棄物処理業者に委託することもできることとしているのだ。廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物があるとされているので、それぞれの許可を有する処理業者に委託することになる。なお、事業活動に伴って

生じた一般廃棄物は産業廃棄物ではないのだが、排出事業者責任の枠の中に入っていることを忘れてはならない。

それで、処理を委託したらどうなるか。実は「委託」という言葉は法律（民法）でいう契約の種類としては明確な位置づけがないものなのだ。請負とか委任と異なって、仕事を他人にお願いをするという程度の意味であって、その結果、責任がどうなるのか、というようなことが明確にされたものではない。例えば、請負契約の場合は、請負工事に関する責任は、原則として請負人にある。だから請負人は自らの責任で工事の一部を下請負に出すのは自由である。しかし、委託契約の場合は、委託の内容が請負に相当するかどうか、全体を評価しないとわからないものであり、廃棄物の処理については、関係法令である廃棄物処理法全体をみて判断することになる。

廃棄物の処理の委託の場合、請負のように受託者に全ての責任をお願いする趣旨なら、再委託は自由なはずであるが、原則、再委託は禁止とされている。また、廃棄物の処理を委託しても、排出事業者は当該廃棄物について処理の状況を確認すること、発生から最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めること（第12条第7項）などが義務づけられている。要するに全てをお任せするような契約では

ないのである。

【排出者責任は消えたりはしない】

したがって、排出事業者は処理を委託し、許可業者に任せたらそれで全てが終るということではなく、最終処分が終了するまでの間、自らの責任において適正な処理が行われるよう管理する責務が残されることになる。

法令に基づく許可を持った業者に、法令に定められた方式に従って処理を委託し、しかも料金を支払っている排出者としては、納得できないというのも心情的には分からないでもないが、廃棄物処理という特殊性から、請負のような責任を全て任せるような方法は法律上許されず、最後まで排出者に処理責任が残るという制度とせざるを得ないことを是非理解いただきたいものだ。

このため、環境省から出されている『行政処分の指針について』（平成25年3月29日付通知）の第9 排出事業者等に対する措置命令という項で、「その処理を許可業者等に委託したとしても、その責任（=排出事業者責任）は免じられるものではなく、……処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるとの注意義務に違反した場合には、委託基準や管理票（=マニフェスト）に係る義務等に何ら違反しない場合であっても一定の要件の下に排出事業者を措置命令の対象とすることとしたものであること。」と記し、排出事業者責任は消えてなくなるようなものではないと注意を促している。

さらに具体例として、排出事業者が「処理に関し適正な対価を負担していないとき」も措置命令の対象となるとしている。「その地域における当該産業廃棄物の一般的な処理料金……の半値程度又はそれを下回るような料金で処理委託を行っている」場合、合理性を証明しない限り「適正な対価を負担していないとき」に該当するとも示している。契約としては有効であっても、不適正処理による問題が生じたときは排出事業者として責任が問われるのだ。もっとも、適正対価の負担は重要な課題であり、通知などではなく、法令又は委託基準の中で明確に示してほしいとの声もある。

なお、措置命令とは、不適正処理が行われた結果、支障の除去等（例えば撤去）の必要が判断された場合に出される命令をいう。

【注意義務・確認義務は果そう】

だからといって何でも排出者責任が問われるというものではない。注意義務・確認義務を果たせば責任を回避することができるのだ。排出事業者責任を果たすために、まず、処理状況を確認しなければならない。処理状況の確認の手段としてマニフェストがある。もちろん、マニフェスト管理をきちんと行ったことにより、概ね確認義務を果したことにはなるだろうが、平成22年の廃棄物処理法改正で加えられた「排出事業者による処理状況の確認の義務」（第12条第7項）は、マニフェストによる確認以上のものを求めている。罰則がないために

「確認努力義務」と言われるが、実地確認のほか、処理業者による公表情報などの確認などが求められている。

排出事業者の対応としては、処理業者のホームページを確認し、処理状況や維持管理状況に関するデータ等を保存する、処理業者から施設の稼働状況の写真等を入手する等が考えられるが、大量に委託する場合には実地確認もしくはおくべきだろう。

ところで、改正法の検討過程で処理状況の実地確認を明確に義務化すべきかどうか議論されたが、その時は、法改正で創設された産業廃棄物処理業者優良認定制度による優良認定業者に委託した場合には、実地確認義務を免除するという案であった。

結局、実地確認の義務化は見送られたが、優良認定業者に委託した場合、排出事業者の責任は軽減されるかどうか（免除はない）は、不明確なままである。

参考のため、優良認定制度が創設されたため廃止された、前の「優良性の判断に係る評価制度」に関する環境省の旧通知をみると、「評価制度は、産業廃棄物処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを都道府県が保証するものではないこと。したがって、評価基準に適合することが確認された産業廃棄物処理業者を選択することのみで排出業者としての責任や注意義務が免除されるものではなく、排出事業者はその責任を全うするため、本制度を活用しつつ、自らの判断で適切な産業廃棄物処理業者の選定を行う必要があること。」としている。

【優良業者選択にメリットを】

このことは現行の新しい優良認定制度にも当てはまるものと考えられる。しかし、現行の制度は廃棄物処理法に根拠をおく制度であり、許可証にも「優良」の表示を行うなど、処理業者の本格的な優良化施策として発足したものである以上、排出事業者が公的に優良認定を受けた業者を、適正処理の確保の手段として積極的に選択した場合には、そうでない場合との違いを認めるべきではないか。

行政処分指針通知では、優良認定業者が公表している情報を十分吟味した上で委託先として選定している場合には、注意義務の履行に関する一つの要素として考慮できるとしており、評価できるが、もう少し分かりやすい踏み込んだ説明はできないものだろうか。国の優良認定制度より充実した内容をもつ東京都の第三者評価制度の場合なら、なおさらである。

実地確認の義務化は、別の理由で実現しなかったのだが、優良認定業者に委託した場合は、排出事業者の実地確認の義務を免除するというような明確なメリットを用意しない限り、排出事業者の納得が得られる優良化策とはなりにくいのも、世の中の現実である。

排出事業者の皆さんには、排出者責任の奥深さをより強く認識していただくとともに、行政には、優良業者を育てていくための実効性ある手段として優良認定制度の運用の改善をお願いしたいのだ。

(専務理事 吉川芳久)



東京エコリサイクル(株)

代表取締役 川上 信彦

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）

〔廃プラスチック類（廃家電、廃OA機器に限る）、金属くず（廃家電、廃OA機器に限る）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃家電、廃OA機器に限る）〕

産業廃棄物処分業・中間処理

破碎〔廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず〕

〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-21

☎03（3522）6690

会員の皆様へ

産業廃棄物処理業の実績報告書（写）に関するお知らせ

例年、会員の皆様に東京都へ提出された実績報告書の複写をご提出頂いておりましたが、今年度より中止させていただきます。長年にわたるご協力に感謝申し上げます。

※なお、東京都への報告は「産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要綱」で定められておりますので、従来通り実績報告書を東京都担当窓口へご提出ください。

既にご提出いただいた実績報告書（写）につきましては、当協会の責任において処理いたしますのでご了承願います。

◆集計結果について関心のある方は東京都環境局のホームページに掲載されておりますので下記URLよりご確認ください。

(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_performance/cat7832.html)

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
<連絡先TEL> 03-5283-5455

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成24年8月31日発行）の掲載頁

(株)損害保険ジャパン

(賛No.136) 【旧住所】〒163-0519 東京都新宿区西新宿1-26-2

229ページ

野村ビル19階

【旧電話番号】03-3349-6018

【旧FAX番号】03-3348-7450



【新住所】〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 5階

【新電話番号】03-3593-6504

【新FAX番号】03-3593-6758

西東京医師協同組合

200ページ

(No.5049) 【旧代表者名】理事長 関 孝和



【新代表者名】理事長 山之内照雄

(株)アクアホーム

110ページ

(No.1183) 【旧住所】〒176-0001 東京都練馬区練馬1-5-4

【旧電話番号】03-5946-9417

【旧FAX番号】03-5946-9427



【新住所】〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-10-7

【新電話番号】0422-27-6279

【新FAX番号】0422-27-6289

(株)中村開発

155ページ

(No.5087) 【旧代表者名】代表取締役 中村 勝治

【旧住所】〒356-0051 埼玉県ふじみ野市亀久保662-21

【旧電話番号】049-262-5939

【旧FAX番号】049-262-5962



【新代表者名】代表取締役 池田 祐一

【新住所】〒354-0001 埼玉県富士見市東大久保825

【新電話番号】049-254-3355

【新FAX番号】049-254-3355

(株)第一建設

(No.4074)

【旧代表者名】代表取締役 松本 武



【新代表者名】代表取締役 松本 秀昭

新和環境(株)

(No.3041)

【旧代表者名】代表取締役社長 近藤 亮介



【新代表者名】代表取締役社長 青木 浩

(株)日立ビルシステム

(賛No.138)

【旧代表者名】ISO推進センター部長代理 高橋 円

【旧住所】〒101-8941 東京都千代田区神田美土代町7番地



【新代表者名】取締役社長 佐々木英一

【新住所】〒101-8941 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地

142ページ

229ページ

円

地

地

(平成25年8月1日現在)

月	日	曜日	行 事 予 定	備 考
8	2	金	全産廃連；平成25年度第1回全国正会員事務局責任者会議 13:30～	アジュール竹芝
	7	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
	21	水	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
	22	木	中間処理委員会＝焼却／中和・脱水 合同分科会 15:00～	協会会議室
	27	火	医療廃棄物委員会 研修グループ打合せ 13:30～／委員会 15:00～	協会会議室
	28	水	女性部P R チーム 16:00～	協会小会議室
			女性部幹事会 17:30～	協会会議室
	30	水	建設廃棄物委員会 15:30～	協会会議室
9	6	金	政党要望（都議会）	都議会議事堂
			収集運搬委員会 15:30～	協会会議室
	9	月	関東地域協議会；建設廃棄物対策委員会 14:00～	協会会議室
	10	火	全産廃連；理事会	全産廃連会議室
	11	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			常任理事会 13:30～／第4回理事会 14:30～	協会会議室
	19	木	女性部	協会会議室
	20	金	青年部20周年記念式典及び懇親会	浅草ビューホテル
	21	土	平成25年度海外処理施設見学研修会（千葉協会との合同研修） 成田発：21（土）～成田着：24（火） 3泊4日 行先：ベトナム	廃棄物処理施設他 観察



梅澤 隆
顧問 公認会計士

税務相談

消費税改正の変遷と今後

消費税の改正

消費税が毎年のように改正されています。それぞれの年度ごとに改正がどのようになってきたのか教えてください。また、今後どのような制度になっていくのか教えてください。

<平成22年度改正>

調整対象固定資産関係の改正

- ① 課税事業者が強制される期間に（例えば新設法人、課税事業者選択届け出をした法人）
- ② 100万円以上の調整対象固定資産の課税仕入れを行い
- ③ 原則課税による申告をしたならば、次のようにになります。

↓

課税仕入れを行った課税期間の初日から3年経過する日の課税期間の初日の前日まで届出書の提出が制限されます。

したがって、免税事業者にもなれません、簡易課税の選択もできません。

すなわち原則課税を選択すること等により消費税の還付を受けた場合、届出書を出すことを制限することにより、その後も消費税を納めることになります。調整対象固定資産に係る消費税は高額になります。

その還付を受けることはいいのですが、還付だけを受取りすぐに免税事業者になり消費税を認めなくなるのを防止した処理です。消費税の節税法として自動販売機節

税法というのがあり、その防止策として、届出書の提出制限で対応したものと思えます。

<平成23年改正>

1. 免税事業者要件の見直し

消費税の納税が免税になるかどうかは基準期間の金額で判断されます。基準期間は2年前の事業年度です。

資本金50万円の会社を設立した場合、2年前には会社は存在しないですから基準期間の課税売上はゼロです。したがって設立事業年度では消費税は免税となります。

同様に第2事業年度も基準期間の課税売上はゼロですから免税事業者となります。すなわち2年間は消費税を納める必要はありません。2年間も納める消費税が納められないのは問題であるとして見直しがなされたわけあります。

改正内容

最初に、従来通りの判定を行います。次に下記の期間で課税売上高が1,000万円以下か判定します。

個人の場合・・・前年の1月1日から6月30日までの課税売上（特定期間）

法人の場合・・・前事業年度の開始の日から6ヶ月間の課税売上高（特定期間）

上記6ヶ月間の課税売上高が1,000万円超である場合、免税事業者とはなりません。しかし、同期間での給与等の支払額が1,000万円未満であるならば、免税事業になります。

特定期間における課税売上高と特定期間の給与は納税者の有利に判定できます。この改正により、少なくとも2期目については免税事業者の判定を行う改正がなされたことになります。

2. 95%ルールの見直し

課税売上割合が95%以上なら仕入税額の全額の控除が認められておりました。

課税売上割合とは = 課税売上高 / 課税売上高 + 非課税売上高

税額控除ができるのは課税売上高に対応する仕入に限られ、非課税売上に対応する仕入税額は控除できないのが理論的です。しかし、課税売上割合が95%以上であればすべて控除できることになっておりました。大企業が全額控除を受けられるのは従来から問題視されておりました。

改正では95%ルールは、年間の課税売上が5億円以下の事業者に限定されました。

みんなで使おう！
再生紙

平成24年4月1日以後開始する課税期間から適用されております。

この非課税売上の中には土地の売却なども入ります。この場合は金額が大きくなり課税売上割合が95%を大きく下げる場合があります。

そこで個別対応方式と一括比例配分方式の選択の問題があります。

なお、一括比例配分方式を選択した場合は、2年間その方法を継続しなければなりません。

<平成24年改正>

社会保障・税の一体改革法が平成24年8月に公布され平成26年4月1日から施行されます。社会的・経済的条件が満たされるならば、消費税は引き上げられることになります。

1. 税率の改正

消費税率（国・地方）は平成26年4月1日より8%へ、平成27年10月1日より10%へ段階的に引き上げられます。

消費税等の税率

	現行	26年4月1日以降	27年10月1日以降
消費税	4%	6.3%	7.8%
地方消費税	1%	1.7%	2.2%
合計	5%	8%	10%

2. 特例新規設立法人の納税義務の免除の特例

制度の概要

その事業年度の基準期間が無い法人で、その事業年度開始の日における資本金の額が1,000万円未満の法人のうち次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について納税義務が免除されることになりました。

①事業年度開始の日において特定要件に該当

②特定要件の判定の基礎となった他のものいずれかの、新規設立法人の基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円を超える

(特定要件)

- i 他の者により、発行済み株式又は出資の50%超を直接又は間接に支配している場合
- ii その他の他の者により支配されている場合として政令で定める場合

現行では法人を新規設立した場合、資本金1,000万円未満であれば、設立第1期は免税事業者となります。設立第2期は前述した特定期間の売上が1,000万円以下であれば免税事業者となります。

しかし、改正後は大会社が子会社を設立した場合は、たとえ子会社の資本金が1,000万円未満であっても設立第1期目から課税事業者となります。

この改正は平成26年4月1日以後設立される新規設立された法人で、特定新規設立法人に該当するものに適用されます。

3. 任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、任意に中間申告書を提出する旨を記載した届出書を提出した場合は自主的に中間申告・納付をすることとされました。

【改正前】

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年 11回
400万円超	年 3回
48万円超	年 1回
48万円以下	中間申告義務なし

【改正後】(改正部分)

48万円以下	任意の中間申告（年1回）が可能
--------	-----------------

事業年度が1年の法人については平成26年4月1日以後開始の課税期間から適用されます。

事務局だより 着任後約一か月が経過しました。その間、常任理事会・理事会に出席し会議体の運営状況をつぶさに窺えることができ、非常に有意義であったことに加え、この間に開催された各委員会への出席が私にとって当協会を知る上で大変役に立ちました。有難うございました。

当協会はご承知の通り、たいていの事務処理を女性の職員が担当しております。手前味噌にはなりますが各人の事務処理能力は高いなと驚くとともに敬服しております。一方、私はと言うと自動車教習に例えると教習所内を教官付きで運転している状況で、気持ち的には一日も早く仮免を取得し路上教習に移りたいと思っています。

さて、このたび当協会のホームページを約8年ぶりにリニューアルいたしました。当協会のホームページは平成11年の11月に開設し、平成13年8月に再編成を一部行った後、平成18年3月サイトのリニューアルを実施し今日に至りました。これまでにもデザイン及び構成に関しては多少の変更を行いましたが、全体的な変更はありませんでした。又、担

当者が一貫しておらずデザインにも統一性もなく、ユーザー自身がどのページを閲覧したらよいのか分かり辛いのと同時に情報発信量が少ないので、情報伝達速度が遅い等の不具合に加え、現在のインターネット社会への対応遅れからユーザー（特に排出業者）の方からの多様な問い合わせに対応できる情報がない等の問題が指摘されていました。

その解決のため、まずデザインを刷新し現状の事業内容を付加するとともに、情報発信の迅速化を図るために、掲載内容更新の作業時間を短縮する機能を持たせるなど、多岐にわたる改善を盛り込みました。

ただ会員各位からご要望の高い会員管理ページについて今回のリニューアルには含まれておりません。本件につきましては改めての作業となります。この推進には協会としての合意形成が必要となりますが、その際には会員皆様納得の上仕様を固めてまいりたく、ご指導宜しくお願ひいたします。

またご覧になられご意見ご指摘等がある場合には忌憚なくおっしゃって戴きたいと思います。

(片山)

編集後記 気温の高い状態が継続しています。こういう気候だと新陳代謝が激しくなるようです。適応するには適切な飲料、食物を探る必要がありそうです。何をどうすれば良いか、明確な答えを書くことが出来ません。皆様にはそれぞれ、ご自分の身体が要求するものを良く聴いて選択して頂ければと想います。

最近は異常気象という言葉があまり使われなくなっているようです。本誌では、ほぼ毎号、温暖化に関しての寄稿分を掲載しています。様々な現象を世界の人たちが様々な角度から研究していることがお解かり頂けるかと想っています。最近、身の回りに見たこともないような蝶が飛んでいることにお気付きになることがございませんか。動植物の環境への適応能力は人類よりも高いのかもしれません。

都議会議員、参議院議員の選挙が終わり、暫くは選挙のない時期が続くのでしょうか。数による

ところの強引さではなく、議員の皆さんには、選挙民には出来ない工夫を施して、次の世代の社会構築をして頂くことを皆様も期待しているのではないかでしょうか。わが業界には優良性評価制度があります。評価されたからにはそこには責務も生じます。選挙で選ばれたからには優良である筈です。事実は小説よりも奇なりということもありますが。わけのわからない話はここまでにしておきます。

都庁の幹部職員の方々の異動が発令されました。次号に新任幹部の方々の挨拶文を掲載します。毎度、申し上げておりますが、どうか、良く読み込んで頂き、その真意を汲み取って頂ければ、幸いです。これまでの施策が大きく変化することはないようですが、廃棄物そのものも時代の進化とともに変化しています。現実に即した行政施策の変化に敏感になって頂きたいと存じます。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2013 第276号

発行人 高橋俊美
企画・編集 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
発行所 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail; info@tosankyo.or.jp

印 刷 皆川美術印刷株式会社

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛夏

<p>(株)五十嵐商会 代表理事 五 嵩 和 代</p> <p>東京都練馬区三原台二一一二七 電話 ○三一(三九二二)一七五四七</p>	<p>(株)東亞オイル興業所 常任理事 代表取締役 碩 孝 光</p> <p>千葉県八千代市上高野一七二八一五 電話 ○四七一(四八五)一七一八九</p>	<p>比留間運送(株) 理 事 代表取締役 比留間久仁男</p> <p>東京都葛飾区水元一一三一一三 電話 ○三一(三六〇〇)一五五六一</p>	<p>大谷清運(株) 理 事 代表取締役 二木玲子</p> <p>東京都葛飾区水元一一三一一三 電話 ○三一(三六〇〇)一五五六一</p>
<p>高俊興業(株) 会長 代表取締役 高橋俊美</p> <p>東京都町田市木曾東一一三四一六 電話 ○四二一(七二六)一六四七</p>	<p>加藤商事(株) 常任理事 代表取締役 加藤宣行</p> <p>東京都江戸川区北葛西四一一二一 電話 ○三一(五六九六)一四七一</p>	<p>イズミロジスティックス(株) 理 事 代表取締役 泉昌男</p> <p>東京都武蔵村山市中央二一一八一三 電話 ○四二一(五六五)一一三三六</p>	<p>成友興業(株) 理 事 代表取締役 細沼順人</p> <p>東京都あきる野市草花一一四二一 電話 ○四二一(五五八)一四一二</p>
<p>相田化学工業(株) 理 事 代表取締役 相田英則</p> <p>東京都府中市南町六一一五一一三 電話 ○四二一(三六八)一六三二</p>	<p>(株)京葉興業 理 事 代表取締役 鈴木宏和</p> <p>東京都江戸川区篠崎町一一一一六 電話 ○三一(三五七八)一〇一二</p>	<p>東京ボーデ工業(株) 監 事 代表取締役長 井上弘之</p> <p>東京都江東区新木場二一一一 電話 ○三一(三五二二)一四二三八</p>	

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛夏

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛夏

(株)都市環境エンジニアリング 監事 代表取締役 社長 伊藤憲男 電話 ○三一(五六三九)一〇七四〇	正会員 (株)都産業 監事 代表取締役 社長 吉本昌且 電話 ○三一(五六四七)一六六九三	正会員 (有)アーツサポート 代表取締役 尾崎俊也 東京都大田区京浜島二一七一二 アーツサポート株式会社 電話 ○三一(六六七五)一三七二八	正会員 (株)アーサー 代表取締役 志賀教夫 名譽会長 東京都足立区西竹の塚一一二一四IKOビル3F 電話 ○三一(五六四七)一七四〇〇	正会員 (株)アーツサポート 代表取締役 尾崎俊也 東京都大田区京浜島二一七一二 アーツサポート株式会社 電話 ○三一(六六七五)一三七二八
(株)アイティリンク 正会員 代表取締役 三上宥子 電話 ○三一(三八八二)一三六七七	正会員 (株)アイティリンク 正会員 代表取締役 安保貴史 電話 ○四二二一(三七)一六二七九	正会員 (株)朝田商会 代表取締役 眞田一伸 東京都千代田区丸の内三一四一 電話 ○三一(三二一三)一九四五	正会員 (株)アクリアホーム 代表取締役 阿部真樹 東京都足立区東和二一四一 電話 ○三一(五六九七)一六六四二	正会員 (有)アベマキ 代表取締役 阿部真樹 東京都足立区東和二一四一 電話 ○三一(三七一〇)一六三九〇
(株)旭商会 正会員 代表取締役 根本敏子 電話 ○四二一(七七一)一三五五八	正会員 (株)アトラス商事 代表取締役 上田喜昭 東京都足立区千住宮元町二八一 電話 ○三一(三七一〇)一六三九〇	正会員 (株)アトリエ 代表取締役 内藤利永子 神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町三八一 電話 ○四五一(三六九)一七七五	正会員 (株)アトリエ 代表取締役 松岡和人 東京都江東区若洲二一八一 電話 ○三一(三五三三)一一九二一	正会員 (株)アトリエ 代表取締役 阿部真樹 東京都足立区東和二一四一 電話 ○三一(三七一〇)一六三九〇
(株)浦野産業 正会員 代表取締役 松山政治 東京都八王子市南大沢三一二四 電話 ○四二一(六八二一)一四〇七〇	正会員 (株)浦野産業 正会員 代表取締役 浦野知昭 東京都あきる野市草花七二〇一八 電話 ○四二一(五五八)一九五六三	正会員 (株)一ISHIDA 正会員 代表取締役 石田洋平 埼玉県川口市八幡木三一一六一 電話 ○四八一(二八四)一三八六四	正会員 (株)アンテック 正会員 代表取締役 小田切肇 東京都千代田区神田須田町二一一 電話 ○三一(五二九八)一七八五〇	正会員 (株)アンカーネットワークサービス 正会員 代表取締役 碇隆司 東京都葛飾区新宿三一九一一五 電話 ○三一(三六〇〇)一五八七三

(株)浦野産業 正会員 代表取締役 浦野知昭 東京都あきる野市草花七二〇一八 電話 ○四二一(五五八)一九五六三	正会員 (株)ワチダ 正会員 代表取締役 内田一二三 埼玉県ふじみ野市駒林一八 電話 ○四九一(二六三)一九七七七	正会員 (株)一不二総業 正会員 代表取締役 齋藤和行 東京都千代田区九段南四一二一九 電話 ○三一(五二二六)一五〇五七	正会員 (株)市川環境エンジニアリング 正会員 代表取締役 石井邦夫 東京都中央区新川二一九一九SHビル4F 電話 ○三一(五四四〇)一四二二〇	正会員 (株)一不二総業 正会員 代表取締役 齋藤和行 東京都千代田区九段南四一二一九 電話 ○三一(五二二六)一五〇五七
(株)工コシステムジャパン 正会員 代表取締役 永野立男 東京都千代田区外神田四一一四一 電話 ○三一(六八四七)一七〇一〇	正会員 (株)工コシステム 正会員 代表取締役 永野立男 東京都千代田区外神田四一一四一 電話 ○三一(六八四七)一七〇一〇	正会員 (株)工コシステム 正会員 代表取締役 永野立男 東京都千代田区外神田四一一四一 電話 ○三一(六八四七)一七〇一〇	正会員 (株)工コシステム 正会員 代表取締役 永野立男 東京都千代田区外神田四一一四一 電話 ○三一(六八四七)一七〇一〇	正会員 (株)工コシステム 正会員 代表取締役 永野立男 東京都千代田区外神田四一一四一 電話 ○三一(六八四七)一七〇一〇
(株)エコ・ファクトリー 正会員 代表取締役 有田一成 東京都稻城市大丸一四三四一三 電話 ○四二一(三七九)一〇〇二三	正会員 (株)エコ・ファクトリー 正会員 代表取締役 有田一成 東京都稻城市大丸一四三四一三 電話 ○四二一(三七九)一〇〇二三	正会員 (株)エコ・ファクトリー 正会員 代表取締役 有田一成 東京都稻城市大丸一四三四一三 電話 ○四二一(三七九)一〇〇二三	正会員 (株)エコ・ファクトリー 正会員 代表取締役 有田一成 東京都稻城市大丸一四三四一三 電話 ○四二一(三七九)一〇〇二三	正会員 (株)エコ・ファクトリー 正会員 代表取締役 有田一成 東京都稻城市大丸一四三四一三 電話 ○四二一(三七九)一〇〇二三
(株)アトリエ 正会員 代表取締役 根本敏子 神奈川県相模原市緑区下九沢二〇九六一 電話 ○四二一(七七一)一三五五八	正会員 (株)アトリエ 正会員 代表取締役 根本敏子 神奈川県相模原市緑区下九沢二〇九六一 電話 ○四二一(七七一)一三五五八	正会員 (株)アトリエ 正会員 代表取締役 根本敏子 神奈川県相模原市緑区下九沢二〇九六一 電話 ○四二一(七七一)一三五五八	正会員 (株)アトリエ 正会員 代表取締役 根本敏子 神奈川県相模原市緑区下九沢二〇九六一 電話 ○四二一(七七一)一三五五八	正会員 (株)アトリエ 正会員 代表取締役 根本敏子 神奈川県相模原市緑区下九沢二〇九六一 電話 ○四二一(七七一)一三五五八
(28)	(29)			

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛夏

正会員 (株)エコワスプランツ 代表取締役 浅尾洋和 東京都西多摩郡日の出町平井三四一一 電話 ○四二一(五八八)一〇〇七二	正会員 惠比寿産業(株) 代表取締役 方城寿代 東京都八王子市東中野四八〇一二 電話 ○四二一(六七六)一六〇〇〇	正会員 オーワム通商(株) 代表取締役 岡村睦夫 東京都八王子市小津町一〇六一一 電話 ○四二一(六五二)一七一七	正会員 (株)遠藤商会 代表取締役 遠藤孝一 埼玉県川越市下赤坂六二七一七 電話 ○四二一(三四四)一五九五七	正会員 (株)オネスト 代表取締役 山本正直 東京都江東区新木場四一三一二六 電話 ○三一(三五三)一五三〇〇	正会員 (有)金井商会 代表取締役 横山茂 東京都町田市金井町二五六三 電話 ○四二一(七三五)一五六七七	正会員 (株)太田商事(株) 代表取締役 太田敦子 東京都府中市四谷五一三一一四 電話 ○四二一(三六八)一三八〇〇	正会員 (株)大久保興業(株) 代表取締役 大久保憲 東京都府中市天神町三一一一一 電話 ○四二一(三三四)一三四五一	正会員 (株)小野組 代表取締役 小野仁 東京都江戸川区東小松川三一二六一七 電話 ○三一(三六五四)一七三六七
---	--	--	--	--	--	---	--	---

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛夏

正会員 (株)環境技研 代表取締役 能登祥文 東京都板橋区板橋四一二二一一七 電話 ○三一(三九六二)一七七一	正会員 (株)カワサキ商会 代表取締役 渋谷光博 千葉県市川市日之出二一一六四三 電話 ○四七一(三六九)一六一二二六	正会員 (株)力ネテツ 代表取締役 阿部正二 東京都足立区入谷九一五一一〇 電話 ○三一(三八九九)一一〇〇	正会員 (株)木下フレンド 代表取締役 木下公次 埼玉県所沢市大字坂之下一一四二 電話 ○四一(二九四四)一三七三七	正会員 (株)共同土木 代表取締役 岡林靖幸 埼玉県上尾市原新町二六一一 電話 ○四八一(七七二)一七九七三	正会員 (株)クリエイト 代表取締役 吉田きく江 埼玉県久喜市間鎌三一四一一 電話 ○四八〇一(五二)一七八三二
正会員 (株)要興業 代表取締役 藤居秀三 東京都豊島区池袋二一一四一八池袋NSビル 電話 ○三一(三九八六)一五三四一	正会員 (株)環境システムサービス 代表取締役 加藤美智 東京都八王子市横川町一〇七六 電話 ○三一(五九四三)一一〇〇	正会員 (株)環境テコム 代表取締役 高橋俊夫 東京都板橋区仲宿二七一三 電話 ○三一(五九四三)一一〇〇	正会員 (株)キンセイ 代表取締役 宇田川幸彦 東京都新宿区上落合三一一三一一二 電話 ○三一(三三六二)一五六七五	正会員 (株)キヨクジュウ 代表取締役 引地剛之 埼玉県川口市戸塚三一二六一一〇 電話 ○四八一(二九〇)一五五一〇	正会員 (株)クリーンサービス(株) 代表取締役 佐藤高紀 東京都清瀬市旭が丘二一三三六一一 電話 ○四二一(四九二)一九八八八
正会員 (株)環境システィムサービス 代表取締役 加藤美智 東京都八王子市横川町一〇七六 電話 ○三一(五九四三)一一〇〇	正会員 (株)環境テコム 代表取締役 高橋俊夫 東京都板橋区仲宿二七一三 電話 ○三一(五九四三)一一〇〇	正会員 (株)キンセイ 代表取締役 宇田川幸彦 東京都新宿区上落合三一一三一一二 電話 ○三一(三三六二)一五六七五	正会員 (株)キヨクジュウ 代表取締役 引地剛之 埼玉県川口市戸塚三一二六一一〇 電話 ○四八一(二九〇)一五五一〇	正会員 (株)クリーンサービス(株) 代表取締役 佐藤高紀 東京都清瀬市旭が丘二一三三六一一 電話 ○四二一(四九二)一九八八八	正会員 (株)クリエイト 代表取締役 吉田きく江 埼玉県久喜市間鎌三一四一一 電話 ○四八〇一(五二)一七八三二
正会員 (株)鹿島環境エンジニアリング(株) 代表取締役 鹿岡哲夫 東京都港区元赤坂一五十三新井ビル6F 電話 ○三一(三七四六)一七六八一	正会員 (株)加藤商事 代表取締役 加藤敬 東京都狛江市東野川二一一四一二 電話 ○三一(三七四六)一七六八一	正会員 (株)鹿島環境エンジニアリング(株) 代表取締役 鹿岡哲夫 東京都港区元赤坂一五十三新井ビル6F 電話 ○三一(三七四六)一七六八一	正会員 (株)加藤商事 代表取締役 加藤敬 東京都狛江市東野川二一一四一二 電話 ○三一(三七四六)一七六八一	正会員 (株)鹿島環境エンジニアリング(株) 代表取締役 鹿岡哲夫 東京都港区元赤坂一五十三新井ビル6F 電話 ○三一(三七四六)一七六八一	正会員 (株)クリエイト 代表取締役 吉田きく江 埼玉県久喜市間鎌三一四一一 電話 ○四八〇一(五二)一七八三二

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛 夏

正会員 (株)クレハ環境 代表取締役 谷 口 伸 幸 福島県いわき市錦町四反田三〇 電話 ○二四六一(六三)一一二三二	正会員 (株)ケイ・エム環境 代表取締役 橋 本 圭 史 東京都中央区京橋二一五ー一七 電話 ○三一(三五六六)一三七〇六	正会員 (株)敬隣舎 代表取締役 鈴 木 と も 子 東京都板橋区小茂根四一二一 電話 ○三一(三九五八)一〇五〇一	正会員 (株)ケイミックス 代表取締役 橋 本 圭 史 東京都八潮市大字木曾根字上五四六ー 電話 ○四八一(九九四)一一二五三	正会員 (株)コーエイクリーン 代表取締役 瀧 泽 寿 埼玉県八潮市大字木曾根字上五四六ー 電話 ○三一(三七五九)一七二二一	正会員 (株)工運 代表取締役 高 橋 雄 一 東京都大田区矢口一一二五ー一六 電話 ○三一(三七五九)一七二二一	正会員 (株)小池建材 代表取締役 小 池 潤 東京都八王子市大谷町四八一 電話 ○四二一(六六〇)一〇五一五	正会員 (株)こばやし産業 代表取締役 小 林 大 丈 埼玉県朝霞市上内間木三一七一五 電話 ○四八一(四五六)一一一五
--	--	---	--	--	--	--	---

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛 夏

正会員 (株)完山金属 代表取締役 完 山 一 範 東京都八王子市館町四六八ー二 電話 ○四二一(六六二)一四四〇八	正会員 (有)榊原商店 代表取締役 榊 原 勝 男 茨城県潮来市潮来七一六六 電話 ○二九九一(六三)一一七二六	正会員 (株)志賀興業 代表取締役 伊 藤 繁 一 東京都三鷹市新川四一一一 電話 ○四二二一(四七)一一四二四	正会員 (株)シグマテック 代表取締役 深 江 伯 史 東京都中央区日本橋富沢町五ー四 電話 ○三一(五六五)一三三〇一
正会員 (株)榮鉄鋼商事 代表取締役 江 井 弘 東京都足立区梅島二一一八一五 電話 ○三一(三八八七)一〇七五〇	正会員 (株)三東運輸 代表取締役 田 口 勝 久 東京都江戸川区篠崎町三一一二一六 電話 ○四五一(五〇五)一七九四九	正会員 (株)JFE環境 代表取締役 川 田 仁 神奈川県横浜市鶴見区弁天町三一一 電話 ○四二二一(四六二)一一四六〇	正会員 (株)JFE環境 代表取締役 川 田 仁 神奈川県横浜市鶴見区弁天町三一一 電話 ○四二二一(四六二)一一四六〇
正会員 (株)品川運輸 代表取締役 毛 塚 真 次 東京都品川区東大井二一一一八 電話 ○三一(三七六二)一〇一六五	正会員 (株)品川運輸 代表取締役 毛 塚 真 次 東京都品川区東大井二一一一八 電話 ○三一(三七六二)一〇一六五	正会員 (有)下田商会 代表取締役 下 田 盛 文 東京都多摩市一ノ宮四一一一 電話 ○四二一(三三七)一〇七七七	正会員 (株)品川運輸 代表取締役 毛 塚 真 次 東京都多摩市一ノ宮四一一一 電話 ○四二一(三三七)一〇七七七
正会員 (株)ジャパン・リサイクル・システム 代表取締役 砂 川 直 輝 東京都多摩市一ノ宮四一一一 電話 ○四二一(三三七)一〇七七七	正会員 (株)昇銳 代表取締役 飯 野 信 彦 東京都江東区新木場四一五ー八 電話 ○三一(五六九)一八七七七	正会員 (株)昇銳 代表取締役 飯 野 信 彦 東京都江東区新木場四一五ー八 電話 ○三一(五六九)一八七七七	正会員 (株)昇銳 代表取締役 飯 野 信 彦 東京都江東区新木場四一五ー八 電話 ○三一(五六九)一八七七七

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛夏

正会員 白井運輸(株) 代表取締役 白 井 護	正会員 白井工コセントナー(株) 代表取締役 滝 口 千 明	正会員 (株)新木場物流 代表取締役 井 手 口 裕 彦	正会員 (株)シンシア 代表取締役長 松 坂 幸 洋	正会員 (有)菅原商事 代表取締役 菅 原 和 英	正会員 (株)第一建設 代表取締役 松 本 秀 昭	正会員 (株)仙台環境開発(株) 代表取締役 渡 邊 晋 二	正会員 (株)全公研 代表取締役 長 山 下 智 栄 子	正会員 (有)スリーシープランニング 代表取締役長 山 下 智 栄 子
東京都足立区鹿浜三丁目二八一七 電話 ○三一(三八九七)一一三三一	東京都千代田区神田淡路町一丁目二 電話 ○三一(三五二二)一一一〇	東京都江東区新木場二丁目四一三 電話 ○三一(三五二二)一一七〇一	東京都品川区南大井六丁目二六一三 電話 ○三一(三七六四)一五三〇〇	東京都江戸川区松江七丁目三三一九 電話 ○三一(三五六六)一六二六〇	東京都福生市大字熊川一四三八一 電話 ○四二一(五五三)一三〇二一	(東京営業所) 東京都千代田区永田町一丁目八一六〇四 電話 ○三一(三五八〇)一一七一	東京都江東区南砂一丁目六一 電話 ○三一(三六四九)一八〇六一	東京都品川区南品川三丁目六一 電話 ○二一(五七六九)一一〇一五七

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛夏

正会員 大生運輸(株) 代表取締役 大 屋 稔	正会員 第三東海(株) 代表取締役 宇田川 稔 高	正会員 大興運輸倉庫(株) 代表取締役 片 山 饒	正会員 (株)太陽油化 代表取締役 石 田 太 平	正会員 (株)太陽油化 代表取締役 斎 藤 吉 信	正会員 (株)夕力ヤマ 代表取締役 斎 藤 吉 信
東京都東久留米市中央町一丁目一六 電話 ○四二一(四七二)一六一二一	東京都千代田区神田神保町一丁目二 電話 ○三一(三二九二)一〇一三五	東京都港区芝浦一丁目三一 電話 ○三一(三八六八)一〇二九一	東京都板橋区三園二丁目二二 電話 ○三一(三九三八)一〇〇二三	埼玉県所沢市南永井三七一九 電話 ○四一(二九九三)一一二二三	東京都港区芝公園二丁目四一 芝パークビルA-10F 電話 ○三一(六三六一)一六八三〇
正会員 (有)高興 代表取締役 石川市郎	正会員 (株)太陽油化 代表取締役 石 田 太 平	正会員 (株)太陽油化 代表取締役 石 田 太 平	正会員 (株)太陽油化 代表取締役 斎 藤 吉 信	正会員 (株)夕力ヤマ 代表取締役 斎 藤 吉 信	正会員 (株)夕力ヤマ 代表取締役 斎 藤 吉 信
東京都八王子市高月町五一 電話 ○四二一(六九二)一一九一九	東京都江東区新木場二丁目四一 電話 ○三一(三五二二)一七三二一	東京都江戸川区平出工業団地三八一 電話 ○二八一(六六四)一一二二二八	東京都昭島市拝島町三一七一〇 西鉄日本橋ビル2F 電話 ○四二一(五四五)一六〇二七	埼玉県昭島市拝島町三一七一〇 西鉄日本橋ビル2F 電話 ○四二一(五四五)一六〇二七	東京都武藏村山市伊奈平一 芝パークビルA-10F 電話 ○四二一(五二〇)一七二四五
正会員 (有)新城重機 代表取締役 新城敬太	正会員 (株)ダイセキMCR 代表取締役 岡田篤	正会員 (株)高商 代表取締役 加藤貴一郎	正会員 (株)貴藤 代表取締役 加藤貴一郎	正会員 (株)高商 代表取締役 加藤貴一郎	正会員 (株)夕力ヤマ 代表取締役 斎 藤 吉 信
東京都武藏村山市伊奈平一 電話 ○四二一(五二〇)一七二四五	栃木県宇都宮市平出工業団地三八一 電話 ○三一(三五二二)一七三二一	東京都中央区日本橋三一七一〇 西鉄日本橋ビル2F 電話 ○四二一(五四五)一六〇二七	正会員 (株)貴藤 代表取締役 加藤貴一郎	正会員 (株)高商 代表取締役 加藤貴一郎	正会員 (株)夕力ヤマ 代表取締役 斎 藤 吉 信
(社長)山口仁司	(社長)山口仁司	(社長)山口仁司	(社長)山口仁司	(社長)山口仁司	(社長)山口仁司

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛 夏

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛 夏

正会員 (株)トキワ薬品化工 代表取締役 伊丹重貴	正会員 (株)東武クリエイティブ 代表取締役長 垣入淳樹	正会員 (株)中野運輸 代表取締役 松原軍次	正会員 (株)日興サービス 代表取締役 戸村勝秀
神奈川県横浜市旭区上川井町三七六 電話 ○四五一(九二二)一三二六四	東京都足立区西伊興二一一二一七 電話 ○三一(三八九九)一二二五一	東京都中野区丸山一一一一一 電話 ○三一(三三八七)一四三五六	埼玉県戸田市笛目北町一四一 電話 ○三一(三三〇一)一五一五六
正会員 東都運業 代表取締役 本田恒太	正会員 (株)トリデ 代表取締役長 佐藤英生	正会員 (株)西商店 代表取締役 西義雄	正会員 西東京医師協同組合 理事長 山之内照雄
正会員 東京レンダリング協同組合 理事長 徳田昌彦	正会員 (株)トベ商事 代表取締役 戸部昇	正会員 (株)ナンセイ 代表取締役 稲福誠	正会員 正会員
東京都墨田区東墨田一十九一一 電話 ○三一(三六一九)一五五一六	東京都葛飾区奥戸三一一三一一二八 電話 ○三一(三六九六)一四六一一	東京都府中市西原町四一一七一一五 電話 ○四二一(五七六)一九七五〇	東京都江戸川区中葛西五一一〇一七 電話 ○三一(三八七七)一五〇二六

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛夏

正会員 代表取締役 日進化成(株) 正会員 電話 ○三一(五四七六)一六三九〇	正会員 代表取締役 日盛運輸(株) 正会員 電話 ○三一(五六七八)一一〇〇	正会員 代表取締役 日晴ビジネス(株) 正会員 電話 ○三一(五八〇〇)一二六二六	正会員 代表取締役 日本サニテイショーン(株) 正会員 電話 ○三一(五六七六)一〇五五五	正会員 代表取締役 日本協力 正会員 電話 ○三一(五六三四)一三五三二	正会員 代表取締役 日本設備保全(株) 正会員 電話 ○四二一(三二三)一八三〇〇	正会員 代表取締役 日本スタンド鉱油(株) 正会員 電話 ○三一(三六五〇)一九八九一	正会員 代表取締役 株日本シルバー 正会員 電話 ○三一(三七一〇)一九八九一	正会員 専務取締役 日本衛生(株) 正会員 電話 ○三一(三八五三)一六〇六一	正会員 代表取締役 木日本資材 正会員 電話 ○三一(五七一八)一〇八〇〇
--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛夏

正会員 代表取締役 野村興産(株) 正会員 電話 ○三一(五五四〇)一四二三五	正会員 代表取締役 日本トリーート(株) 正会員 電話 ○三一(三七九八)一四七〇三	正会員 代表取締役 日本トリート(株) 正会員 電話 ○三一(三四二四)一一〇二〇	正会員 代表取締役 (有)八栄興業 正会員 電話 ○三一(三八三七)一八〇八〇	正会員 代表取締役 株東日本環境アクセス 正会員 電話 ○三一(三八三六)一一五五一
正会員 代表取締役 浜田 實 正会員 電話 ○三一(三八九三)一七四八〇	正会員 代表取締役 金原 晓治 正会員 電話 ○三一(六四五九)一三五三〇	正会員 代表取締役 浜田篤介 正会員 電話 ○三一(五三七七)一一三三三	正会員 代表取締役 森裕子 正会員 電話 ○四二一(六八二)一一二〇一	正会員 代表取締役 日野金属産業(株) 正会員 電話 ○三一(六八二)一一二〇一
正会員 代表取締役 浜田田 正会員 電話 ○三一(三三五二)一三八九六	正会員 代表取締役 鵜家きよ 正会員 電話 ○三一(三八三七)一八〇八〇	正会員 代表取締役 糟谷敏美 正会員 電話 ○三一(六八二)一一二〇一	正会員 代表取締役 日向興発 正会員 電話 ○三一(五三七七)一一三三三	正会員 代表取締役 株福井商店 正会員 電話 ○三一(三三五二)一三八九六
正会員 代表取締役 岸本悦也 正会員 電話 ○三一(五四九一)一九一九九	正会員 代表取締役 前田弘貴 正会員 電話 ○三一(五三七七)一一三三三	正会員 代表取締役 赤羽敏宏 正会員 電話 ○三一(三三五二)一三八九六	正会員 代表取締役 前田弘貴 正会員 電話 ○三一(五三七七)一一三三三	正会員 代表取締役 東京都千代田区内神田二一四一二 正会員 電話 ○三一(三三五二)一三八九六
正会員 代表取締役 武藤廣見 正会員 電話 ○三一(三八九三)一七四八〇	正会員 代表取締役 杉原篤介 正会員 電話 ○三一(三八三六)一一五五一	正会員 代表取締役 方南二一五二四 正会員 電話 ○三一(五三七七)一一三三三	正会員 代表取締役 糸井義之 正会員 電話 ○三一(五三七七)一一三三三	正会員 代表取締役 赤羽敏宏 正会員 電話 ○三一(三三五二)一三八九六

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛 夏

(有)古川新興 正会員 代表取締役 古 川 幸 司	正会員 代表取締役 古 川 幸 司	正会員 代表取締役 樹 滿 和 洋	正会員 代表取締役 樹 滿 和 洋
東京都府中市是政三一六五一一 電話 ○四二一(三六五)一二三三一	埼玉県三郷市早稻田一一一四一八 電話 ○四八一(九五七)一七七四九	東京都羽村市富士見平二一一一四 電話 ○四二一(五四四)一三三三九	東京都羽村市富士見平二一一一四 電話 ○四二一(五四四)一三三三九
(株)ブルーブラネット稻城 正会員 代表取締役 荒 川 光 夫	(株)まごころ清掃社 正会員 代表取締役 高 野 正 道	丸一興業(株) 正会員 代表取締役 板 橋 博	丸一興業(株) 正会員 代表取締役 板 橋 博
東京都稻城市大丸一四四二 電話 ○四二一(三七〇)一〇二三三	東京都八王子市長房町一二六一二 電話 (フリーダイヤル) ○二二〇一(五三八)一〇五六	東京都調布市富士見町一一一八一三〇 電話 ○四二一(四八三)一〇二五〇	東京都調布市富士見町一一一八一三〇 電話 ○四二一(四八三)一〇二五〇
(株)藤原土建 正会員 代表取締役 藤 原 健 次	ベル・テツク(株) 正会員 代表取締役 鈴 木 照 明	松村ダスト(有) 正会員 代表取締役 松 村 博 文	松村ダスト(有) 正会員 代表取締役 松 村 博 文
東京都狛江市中和泉二一一六一九 電話 ○三一(三四八八)一五一五九	東京都江東区塙浜二二一二四TSKビル 電話 ○三一(五六九〇)一五七七七	東京都あきる野市三内二三〇一一八 電話 ○四二一(五九六)一四九五九	東京都あきる野市三内二三〇一一八 電話 ○四二一(五九六)一四九五九
(株)フジ・トレーディング 正会員 代表取締役 大 羽 敬 子	(株)ペエックス 正会員 代表取締役 伊 藤 伸 夫	松田産業(株) 正会員 代表取締役 長 松 田 芳 明	松田産業(株) 正会員 代表取締役 長 松 田 芳 明
東京都東大和市向原四一二九一九 電話 ○四二一(五六五)一七七三二	東京都稻城市大丸一四八一一三 電話 ○四二一(三七八)一一二二二	東京都新宿区西新宿一一二六一一 電話 ○三一(五三八一)一〇〇〇一	東京都新宿区西新宿一一二六一一 電話 ○三一(五三八一)一〇〇〇一

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛 夏

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛夏

正会員 山田設備工業(株) 代表取締役 山田猛	正会員 (株)ユーワ 代表取締役 德原昭子	正会員 (株)ヨシモリ 代表取締役 高橋安繁	正会員 (株)ヨドセイ 代表取締役 矢崎通文	正会員 市川燃料チップ(株) 代表取締役 彦坂武功	正会員 (株)和光サービス 代表取締役 山田邦光	正会員 ワイエム興業(株) 代表取締役 加瀬博章	正会員 クリーントーキョウ協同組合 理事長 硬孝光	正会員 日本キャタピラー 執行役員 関東支社長 湯谷嘉浩
正会員 東京都日野市大坂上二一一二一七 電話 ○四二一(五八四)一〇八七九	正会員 新木場江東区新木場四一五ー一三 電話 ○三一六四五七一〇七七七 玉原所沢市東所沢一ー一七一ー三 電話 ○四一(二九四四)一九五六	正会員 東京都足立区関原一一一二一 電話 ○三一(三八四八)一三三四五	正会員 東京都豊島区東池袋二一三八一 電話 ○三一(三九八五)一八八〇一	正会員 東京都江戸川区平井三一一三一 電話 ○三一(三六三六)一三二八〇	正会員 千葉県白井市河原子三二七番地 電話 ○四七一(四九二)一五三〇五	正会員 行政書士 笹島総合事務所 行政書士 笹島潤也	正会員 所長 西尾寿一 東京都港区高輪四一八一九 電話 ○三一(六四五〇)一三三六七	正会員 執行役員 関東支社長 湯谷嘉浩 千葉県柏市十余二三一三 電話 ○四一(七二三三)一二一一二
正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員
正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛夏

賛助会員 夕力チホエンジニアリング(株) 代表取締役 永野監持	賛助会員 全国オイルリサイクル協同組合 理事長 長谷川徹	賛助会員 (株)スプラウト 代表取締役 杉本行男	賛助会員 (株)テクノトレーディング 代表取締役 長宮崎治男	賛助会員 東京都行政書士会 会長 中西豊	賛助会員 日本感材銀工業組合 理事長 木藤裕幸	賛助会員 内藤環境管理(株) 代表取締役 内藤稔	賛助会員 日本建機日本(株) 支店長堀川信幸
正会員 埼玉県さいたま市桜区西堀六一四一 電話 ○四八一(八六二)一〇二八八	正会員 東京都墨田区上黒一ー八一三周ビル405 電話 ○三一(三七九四)一七一〇一	正会員 東京都中央区京橋二一六一 電話 ○三一(五二五〇)一五〇八六	正会員 東京都渋谷区道玄坂二一一〇一二六 藤和エクシール道玄坂804号 電話 ○三一(五四二八)一六六四一	正会員 東京都目黒区湯島一一一 電話 ○三一(五八〇五)一三一九三	正会員 東京都大田区平和島五一四一 電話 ○三一(三三一九八)一五五七一	正会員 東京都品川区西五反田二六一三東洋ビル 電話 ○三一(六八二)一〇二四四	正会員 埼玉県草加市弁天五一三三一 電話 ○四八一(九三三)一〇一七一
正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員
正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員	正会員 東京都取締役会員

暑中お見舞い申し上げます

2013年 盛夏

株式会社日立物流 代表執行役 中 谷 康 夫 電話 ○三一(五六三四)一〇三三三三	株式会社御池鐵工所 代表取締役 小 林 由 和 電話 ○八四一(九六三)一五五〇〇	皆川美術印刷株 代表取締役 皆 川 曉 電話 東京都荒川区東日暮里二一一三一四一〇三一(三八九一)一八一四一
一般社団法人 東京都産業廃棄物協会		
相談役 小 近 江 池 久 米 雄 昭	名譽会長 吉 原 児 本 山 玉 昌 安 且 進 彦	
一般社団法人 東京都産業廃棄物協会		
副委員長 長片大青吉 谷岡崎木野本 川宣尚秀繁毅 詔次也雄彦子	委員会 会員 部長 吉森乙 本顔 花雅 裕均	広報委員会 相談員 事務局次長 古高 伯澤山川橋 芳俊 卓久美

（右側の図は、水草と魚のイラスト）

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上

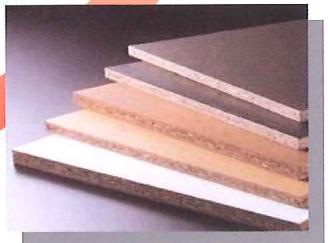


不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方で下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないかでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与える…それが東京ボードグループの使命です！！



東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます